

# 物価高騰 重点支援。

(児童扶養手当  
受給世帯分)

## 子育て世帯に給付金を支給します

### ～令和5年度 南あわじ市 子育て世帯等生活応援給付金～

#### 1. 支給対象者

**物価高騰 重点支援。** (子育て世帯分)  
子育て世帯に給付金を支給します

～令和5年度 南あわじ市 子育て世帯等生活応援給付金～

##### 1. 支給対象者

次の児童 等2名(児童に該当しない場合は当該児童のみ)が、  
① 児童扶養手当(令和5年度)受給者(児童扶養手当受給者)の世帯に  
② 令和5年11月30日現在、南あわじ市に住所を有する児童(児童)が、  
③ 令和5年11月30日現在、南あわじ市に住所を有する児童(児童)が、  
④ 令和5年11月30日現在、南あわじ市に住所を有する児童(児童)が、  
出生日現在の児童(児童)に該当する(出生日)に該当する。

※児童扶養手当受給者への給付金の請求については、原簿への請求となります。

##### 2. 支給額 対象児童1名につき1万円

##### 3. 手続き

※申請書は、児童扶養手当受給者  
・南あわじ市から令和5年11月30日の児童扶養手当を受給している方。  
・南あわじ市から令和5年11月30日までの児童扶養手当を受給していた方。  
※支給時期：令和5年11月15日(予定) 支給方法：児童扶養手当口座へ振込  
※申請が必須な方  
・令和5年度子育て世帯等生活応援給付金を受けた方以外で次のいずれかに該当する方。  
・児童扶養手当受給者(児童)に該当している方。  
・所得補償のため、児童扶養手当受給資格が停止している方。  
・令和5年11月1日～令和5年11月30日までの間に児童扶養手当(新生児)を  
受給する方。  
・その他、児童扶養手当に該当する方(南あわじ市から令和5年11月30日の  
児童扶養手当を受給していない方)。  
※支給時期：令和5年11月15日(予定) 支給方法：児童扶養手当口座へ振込  
裏面へ続きます。必ずご確認ください。

←「子育て世帯分」生活応援給付金とは別に  
令和5年12月分の児童扶養手当支給対象者。  
※18歳以上の児童扶養手当対象児童も含まれます。  
※全部停止中の方は除きます。

#### 2. 支給額

対象世帯にプラス **1万円** 加算



#### 3. 手続き

原則 申請不要 で加算分の給付金を受け取ることができます。  
※状況に応じて、申請書の提出を求める場合があります(差止中の方など)。

→支給時期：令和6年3月15日(予定)  
支給方法：児童扶養手当の支給口座へ振込

本給付金は一時所得として所得税の課税の対象となりますが、他の一時所得と合算して50万円(特別控除額)を超えない場合は、申告の必要はありません。

南あわじ市役所 市民福祉部 子育てゆめるん課

お問い合わせ

☎ 0799-43-5219

受付時間 平日8:30～17:15 (木曜日のみ19:00まで)

「子育て世帯等生活応援給付金」に関する「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

ご自宅や職場などに南あわじ市から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに南あわじ市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。